

◆自己資金が確認できる資料について

ここでいう自己資金とは、以下の計算式に基づきます。

$$\text{自己資金} = \text{資産} < \text{①} \sim \text{⑥の合計額} > - \text{借入金} < \text{⑦} \sim \text{⑧の合計額} >$$

	内容	確認資料	備考
資産	①普通預金、定期預金等残高の証明が出来るもの	○普通預金にあつては、残高証明書(申請日直前、複数の場合同一日)及び預金通帳(照合表)等預金残高推移が確認できるもの	※郵便貯金、MMF等預金に類似するものも含まれます。
		○定期預金にあつては、預入日、満期日が表示された証書及び預金残高推移が確認できるもの	
	②有価証券に一定の評価率を乗じたもの	○取引通知書、計算書、投資報告書等所有権の帰属が確認できるもの	※ここでの有価証券とは、上場株式、国債、地方債、社債、金融債など客観的に評価可能なものをいいます。 ※保証協会の審査前日の株価等に評価額を乗じた額とします。 ※評価率は保証協会の定めによります。
	③敷金及び入居保証金	○賃貸借契約書、預り証等の差入金額が確認できるもの	
	④申込前に導入した当該事業用設備(不動産を除く)	○本融資申請前に導入した当該事業用設備導入のために支出した金額が確認できるもの	
	⑤資本金又は出資金	○株式振込金保管証明書又は出資払込金保管証明書	
	⑥その他客観的に評価が可能な資産(不動産を除く)		※客観的証明書類により自己資金の形成過程を証明できないときは、事業の妥当性を勘案し、妥当であると認められる場合に限り、当該金額を自己資金に含めます。
借入金	⑦本融資申請前に既に開業準備資金として借り入れたもので残存返済期間が2年以上のものは、年間返済予定額の2年分	○返済予定表等の借入金残高、借入の始期及び終期が確認できるもの	
	⑧⑦に該当しないものは、当該借入金全額		